



第4号様式

流消東第68号  
令和8年3月15日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和8年2月19日付け、流監第144号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和8年2月19日・流監第 144号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
消防本部東消防署	意見	<p>物品売買契約において、契約書中、購入物品の単価及び物品毎の金額については、仕様書のとおりとしているものの、仕様書中にその記載がない事案があった。記載内容の確認を徹底し、規則等に基づき適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	<p>契約書及び仕様書の記載内容確認を徹底し、不備のないよう相互整合性を確保し、規則に基づく適正な契約事務の執行に努めるよう周知しました。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。